

兵庫県健康づくり推進プラン（第2次）の策定について【概要】

兵庫県では平成23(2011)年4月に「健康づくり推進条例」（以下「条例」という。）を施行するとともに、平成24(2012)年に「健康づくり推進プラン」、平成25(2013)年に「健康づくり推進実施計画」を定め、健康づくりの取組を推進してきました。

その結果、特定健診やがん検診の受診率向上、食生活や運動習慣等生活習慣の改善、「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づく対策の推進など着実に成果をあげてきましたが、まだ多くの課題が残されており、さらに健康づくりの取組を充実していくことが必要です。

このような背景や県民の健康をめぐる現状を踏まえ、引き続き、健康づくりと疾病予防に重点を置いた取組を社会全体で総合的かつ計画的に推進するため、「健康づくり推進プラン（第2次）」を策定しようとするものです。

プラン（第2次）の全体構成（案）

改定にあたっての考え方

- ・ 県民の健康づくりを取り巻く情勢を踏まえ、健康寿命の延伸に向けた取組をさらに推進するため、内容を追加、拡充
- ・ 課題を明確にし、より県民に分かりやすく「目標」「基本方針」「分野別方針」を設定
- ・ 現行プラン策定以降の新たな取組（受動喫煙防止条例に基づく対策等）を反映

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

健康づくりと疾病予防の取組を社会全体で推進するため、健康づくり推進条例に基づき策定

2 プランの位置づけ

区分	健康づくり推進条例上の位置づけ	内容
プラン	基本計画(条例第8条)	基本理念・目標・方針
実施計画	実施計画(条例第9条) ※健康増進法第8条の県健康増進計画にも位置づけ	数値目標・具体的な施策

3 関係者の責務

県民・健康づくり関係者・事業者・市町・県の責務を記載し、取組の方向性を示す。

4 プランの期間

平成29年度～33年度（5年間）

第2章 県民の健康づくりを取り巻く情勢

平均寿命・健康寿命、死因割合、総患者数、要介護となった原因、特定健診・特定保健指導・がん検診受診率、食生活・運動・喫煙、歯科健診受診率、認知症高齢者数、自殺者数、健康危機などの状況

第3章 基本理念と目標

1 基本理念

県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現

2 目標

健康寿命の延伸

第4章 基本方針

- ・ 個人の主体的な取組の推進
- ・ 社会全体として健康づくりを支える体制の構築
- ・ ライフステージに対応した取組の強化
- ・ 多様な地域特性に応じた支援の充実

第5章 分野別方針

※大項目は、条例上、基本計画に掲げるとされる分野

区分	主な取組方針
1 生活習慣病予防等の健康づくり	
(1) 主体的な健康づくりに向けた県民意識の向上	・ 働き盛り世代の健康づくり支援の充実 ・ 特定健診及び特定保健指導、がん検診の受診促進 等
(2) 食生活の改善	・ 「食育推進計画(第3次)」の推進 ・ 「ひょうご“食の健康”運動」の展開 等
(3) 運動習慣の定着	・ ロコモティブシンドローム(運動器症候群)の予防 等
(4) たばこ対策の推進	・ 子ども、妊産婦等の喫煙・受動喫煙対策の推進 ・ 「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づく対策の推進 等
(5) 次世代への健康づくり支援	・ 親子の健康づくりの充実(両親学級、乳幼児健診等) ・ 健康教育の推進(学校保健事業等) 等
(6) 感染症その他の疾病予防	・ 感染症予防、アレルギー疾患に関する知識の普及 等
2 歯及び口腔の健康づくり	・ オーラルフレイル(咀嚼・嚥下など口腔機能の低下)の予防 ・ 要介護高齢者等に対する歯科保健サービスの充実 等
3 こころの健康づくり	
(1) ライフステージに対応した取組	・ 妊産婦のうつ予防、発達障害の早期発見と相談支援 ・ 若者の孤立防止、働き盛り世代のメンタルヘルス対策 ・ いのちの電話など自殺対策 等
(2) 認知症の予防・早期発見の推進	・ 市町認知症相談体制の充実、認知症チェックシートによる早期発見 等
(3) 精神障害者への支援	・ 精神障害者の地域移行支援 等
4 健康危機事案への対応	・ 災害時における健康確保対策の強化 ・ 食中毒や新興感染症等の知識の普及、迅速な情報提供 等

【参考】

1 全体構成の新旧比較表

現行プラン		プラン（第2次）	
基本理念	県民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活をおくる社会の実現	基本理念	県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現
目標	1 県民一人ひとりが主体的に心身の健康づくりを推進 2 多様な実施主体による連携及び協働の下に行う健康づくりの確立 3 疾病の一次予防から三次予防までの基盤となる一貫した保健医療等の連携	目標	健康寿命の延伸 ※ 国健康日本21(第2次)、県地域創生戦略等の目標設定を踏まえ、基本目標として設定
基本方針		基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の主体的な取組の推進 ・ 社会全体として健康づくりを支える体制の構築 ・ ライフステージに対応した取組の強化 ・ 多様な地域特性に応じた支援の充実
	1 生活習慣病予防等の健康づくり ※本文中に「健康寿命の延伸」を設定 (1) 定期的に健康診断を受けることの重要性その他生活習慣病等の予防に関する県民への知識の普及及び啓発の実施 (2) 健康づくりを支援するための効果的な方法その他の生活習慣病等の予防対策に必要な情報の提供、助言その他の保健医療等の連携による支援の実施 (3) 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備 (4) 受動喫煙の防止対策の推進 (5) 健康づくり関係者等及び県が地域又は職域において実施する生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策又は事業の情報の交換及び調整 2 歯及び口腔の健康づくり 3 こころの健康づくり (1) こころの健康づくりに関する県民への正しい知識の普及及び啓発の実施 (2) こころの健康づくりを支援するために必要な情報提供、相談の実施 (3) こころの健康づくりに関する精神科医と一般医などの保健医療等関係者との連携の促進 (4) こころの健康づくりに関する効果的な支援方法の開発と普及、関係者の資質向上の推進 4 健康危機における健康確保対策	分野別方針	1 生活習慣病予防等の健康づくり (1) 主体的な健康づくりに向けた県民意識の向上 (2) 食生活の改善 (3) 運動習慣の定着 (4) たばこ対策の推進 (5) 次世代への健康づくり支援 (6) 感染症その他の疾病予防 2 歯及び口腔の健康づくり 3 こころの健康づくり (1) ライフステージに対応した取組 (2) 認知症の予防・早期発見の推進 (3) 精神障害者への支援 4 健康危機事案への対応

2 これまでの検討の経緯

平成 28 年 10 月 18 日（火） 第 1 回健康づくり審議会

平成 28 年 12 月 16 日（金） 第 2 回健康づくり審議会